

学校法人桐朋学園 一般事業主行動計画

桐朋学園は、男子部門、女子部門及び音楽部門の3つの部門から成り立っている学校法人です。3つの部門は「独立自営」をモットーに、それぞれの部門が責任を持って日々の教育と運営にあたっております。

それぞれの部門の抱える課題や実情が異なるため、次の行動計画については、下記のとおり、3つの部門がそれぞれ個別に策定しています。

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

教職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

<男子部門>

1. 計画期間 令和7年4月1日～令和12年3月31日までの5年間

2. 内容

目標1: 時間単位年休数を、働きやすさの観点からより適正な日数にする検討を進める

<対策>

- 令和7年4月 ～ 時間単位年休の取得状況を把握する
- 令和7年10月 ～ 教職員のニーズの把握、検討開始

目標2: 育児休業等の制度についての有期契約労働者向けのパンフレットを作成し、有期契約労働者および管理職に配布し、制度の周知を図る

<対策>

- 令和7年4月 ～ 教職員へのアンケート調査、検討開始
- 令和8年度 ～ 制度に関するパンフレットの作成・配布、有期契約労働者や管理職を対象とした研修および学内全教職員への周知

<女子部門>

1. 計画期間 令和7年4月1日～令和12年3月31日までの5年間
2. 内容

目標1：年次有給休暇の取得日数を、一人当たり平均年間10日以上とする

(対策)

- 令和7年4月 ～ 現状を分析し、実現に向けての課題を整理する
- 令和7年10月 ～ 課題解決への取り組みを職場全体で進めるよう周知等の徹底を図る

目標2：小学校就学前の子を持つ教職員が、希望する場合に利用できる短時間勤務制度を導入し、所定外労働の制限を制度化する

(対策)

- 令和7年4月 ～ 制度導入に向けた課題を洗い出し、制度化に向けた具体的な提案を検討する
- 令和8年4月 ～ 上記提案を基に制度の整備を図る

<音楽部門>

1. 計画期間 令和7年4月1日～令和12年3月31日までの5年間
2. 内容

目標1：男性教職員が、育児休業等を取得しやすいように、子の出産時に育児休業等に関わる諸制度の周知をする

(対策)

- 令和7年7月～ 教職員への周知案内の作成、配布

目標2：令和10年3月までに、事務職員全員の所定外労働時間を、1人当たり年間300時間未満とする。

(対策)

- 令和7年4月～ 所定外労働の原因の分析等を行う
- 令和7年12月～ 管理職を対象とした意識改革のための研修を実施
- 令和8年4月～ 学内報などによる社員への周知
- 令和8年7月～ 各部署における問題点の検討及び研修の実施
- 令和9年3月～ 各部署における問題点のフィードバック

目標3：令和10年3月までに、社員のワーク・ライフ・バランスを確保するため、勤務間インターバル制度を導入する。

(対策)

- 令和7年7月～ 教職員へのアンケート調査、検討開始
- 令和7年12月～ 教職員への調査、検討の準備開始